



器楽教育成立過程の研究

樫下, 達也

(Degree)

博士 (教育学)

(Date of Degree)

2017-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6815号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006815>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



(別紙様式4)

論文内容の要旨

氏名 榎下 達也
専攻 人間発達専攻
指導教員氏名 船寄 俊雄 教授

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

器楽教育成立過程の研究

論文要旨

1 研究目的と問題意識

本研究の目的は、わが国の器楽教育の成立過程を明らかにすることである。本研究でいう「器楽教育」とは、学校音楽教育において行なわれる、楽器を用いた教育のことを指す。器楽教育は、1930年代に東京市の小学校を中心に実践が開始され、1941(昭和16)年の「国民学校令施行規則」で初めて法令のなかにその具体的な内容が記された(第14条)。ただしこの時点で指導の義務はなく、戦後に義務化されて現在に至る。

本研究の問題意識の一つ目は、音楽教育史研究において、器楽教育についての歴史研究が唱歌教育のそれに比して遅れをとっている、という問題である。従来の音楽教育史研究は、唱歌教育に関連する研究が中心であったが、現在の音楽科は歌唱のみならず、器楽、鑑賞、創作が相互に関連づけられ、総合的に音楽学習が行なわれることで成り立つ。なかでも器楽は歌唱とともに表現活動の両輪の一つを為すものであり、器楽教育成立史研究は、音楽科の成立過程解明にもつながる音楽教育史研究全体にとって必須の課題である。二つ目は、教育と商業主義の問題、平たく言えば学校および行政と、営利を目的とする一般企業の関係性の問題である。器楽教育は実施の前提として、教具あるいは教材としての楽器の存在が不可欠である。楽器産業界は、器楽教育の成立過程のなかで教師や教育行政とどのような関係を築いてきたのか、史資料に基づく事実関係の積み重ねのうえに明らかにしたい。三つ目は、現代の器楽教育が抱える問題である。わが国の器楽教育はリード楽器やリコーダー、木琴、鉄琴、打楽器など、統一性のない雑多な楽器を組み合わせて合奏指導が行なわれ、他の国には見られない独特なものである。この特異な合奏形態がどのような歴史的経緯で形成されたのかを知るためには、それぞれの楽器がどのような教育目標を求めて取り入れられたのかを紐解く必要がある。

2 先行研究の検討

近年の先行研究の蓄積により、器楽教育の黎明が1930年代の東京市にあることが明らかになりつつある。先行研究は概ね学校現場の実践や実践者に焦点を当て、丹念な史料分析により実

践の具体像や実践者たちのねらいを明らかにした。これに対し本研究は、それらの先行研究に学びながらも、異なる側面から器楽教育史に光をあてる。というのも、個々の学校における個別の具体的実践に焦点を絞った研究を蓄積するだけでは、器楽教育成立過程の解明に到達することは難しいと考えるからである。器楽教育は、教具として楽器を用いる事が前提であり、楽器を供給するメーカーやその楽器と関連する音楽文化の状況などと相互に関わり合いながら成立、発展してきたはずである。また器楽教育は、戦前の東京の実践者たちによる実践の積み上げが先にあり、戦後、教育行政がこれを制度化し、今度は行政主導により全国各地で実施されるようになった。このようなことから本研究は、器楽教育の成立を解明するためには、器楽教育実践者である教師による実践だけでなく、楽器産業界や教育行政の関与にも目を配る必要があるとの立場をとる。

3 研究視点と方法

本研究における器楽教育とは、初等教育の音楽授業において楽器を用いて行われる教育のことをさす。この定義に基づけば、器楽教育が行われる場には、まず児童と教師がおり、そこには教具としての楽器が存在する。また、楽器を用いて何を学ばせるのか、つまり教育内容を示す教材として教科書や楽譜が必要となる。さらに、楽器と教科書を用いてどのように教えるかということ、すなわち指導方法を教師が知っていなければならない。このように、ある場所で器楽教育が成り立つためには、児童と教師の存在する学習空間に、教具と教材が存在し、指導方法を教師が知っていることが必要である。以上のことから、本研究では、教材としての楽譜、教具としての楽器、指導方法を器楽教育成立の3要件とする。

本研究では、上述の3要件の整備の担い手として現場教師、楽器産業界、教育行政の3者を想定し、この3者の動向を考察することによって、器楽教育の成立過程を明らかにする。この3者のうち、もっとも中心的・先導的役割を果たしたのは現場教師たちであった。1930年代に器楽教育実践に取り組み始めた彼らは、その後、時代ごとに音楽教育研究団体を組織し、そこに楽器産業界を巻き込み、また組織的に教育行政に働きかけていった。その組織的な取り組みのなかで、器楽教育の指導方法を練り上げ、教育用楽器を開発し、教科書に掲載する合奏用の楽譜を作成した。したがって、現場教師が組織した各時代の音楽教育研究団体の活動を追いつつ、楽器産業界や教育行政の動向にも目を配ることで、先行研究が明らかにしてきた個別の実践事例も位置づけながら器楽教育成立過程の全体像を描くことができるはずである。

以上のことから、本研究では、時代ごとの音楽教育研究団体に着目し、現場教師、楽器産業、教育行政の3者の動向を観察する。そして、教具、教材、指導方法がどのように整備・確立され、全国へと普及していったのかを明らかにすることで、器楽教育の成立過程を解明する。具体的には、日本教育音楽協会(1922年設立)、学校音楽研究会(1933年設立)、東京市小学校ハーモニカ音楽指導研究会(1937年設立)、新生音楽教育会(1948年設立)、日本器楽教育連盟(1956年設立)の五つの団体を取り上げる。なお本研究では、これら諸団体が発行した機関誌を中心的な史料として用いる。教育研究を目的とする団体の多くは、その活動の成果を発表し、会員間で情報を共有するために機関誌を発行していた。多くの場合、機関誌の創刊号には研究団体の設立主体や活動の目的が明記されている。また長期にわたって活動した団体であればその誌上の記事の特色や特集の内容の変遷を分析することで、そこに所属する人々の問題関

心の移り変わりを知ることができる。

4 本論文の構成と概要

第1部では黎明期にあたる1930年代から40年代半ばの器楽教育実践の諸相について論じた。第1章では、前史として1900年ごろから1920年代（明治の唱歌教育成立後から大正期まで）の音楽教育界をとりまく状況を、先行研究に拠りながら確認し、器楽教育黎明の歴史的条件の成熟過程をみた。第2章では黎明期の器楽教育実践の動向を、学校音楽研究会と日本教育音楽協会が果たした役割に着目して検討した。1930年代以降器楽教育実践者は互いに連絡を取り合い、情報を交換しあいながらその普及のための活動を組織的に展開し始める。そこで当時の実践者たちの連絡・情報交換の場となった学校音楽研究会（1933年設立）の活動と、音楽教育界の代表として文部省の諮問機関の役割を果たした日本教育音楽協会の活動に着目し、1930年代の実践の動向と1941（昭和16）年4月の「国民学校令施行規則」において器楽教育が法的位置づけを獲得するまでの経緯を明らかにした。第3章では、器楽教育の黎明期における4名の実践者の実践と、それを支えた思想について考察した。具体的には学校音楽研究会の中心にいた小出浩平と、同研究会主催の研究授業で授業者を務めた瀬戸尊、上田友亀、山本栄について考察した。第4章では、1937（昭和12）年に設立された東京市小学校ハーモニカ音楽指導研究会（以下、東ハ音研と略称する）の設立過程を検討することを通して、学校教育へのハーモニカ導入史の一断面を明らかにした。

第2部では、戦後における器楽教育の整備・普及期と成立期を扱い、教具、教材、指導方法が整備され、全国にその実践が広がり、成立するまでを論じた。第5章では、戦後教育改革期における文部省による教材の整備を、文部省『合奏の本』の発行（1948年）を中心に明らかにした。第6章では、1947（昭和22）年設立の新生音楽教育会の活動について論じた。同会の活動を明らかにすることで、戦前の東京における器楽教育の試行的実践から戦後の全国への指導方法の普及という流れを描出した。第7章では、戦後の教育用楽器の生産確保と普及、およびその品質保証の諸施策がどのように行われたのかを、各省庁および楽器産業界の動向に焦点を当てて明らかにした。第8章では、戦後改革期の岐阜県多治見市立養正小学校における器楽教育実践の具体について明らかにした。戦後は文部省の器楽教育普及の施策に呼応するように各地の公立小学校において器楽教育実践が開始された。その一事例として同校における実践の具体を明らかにした。第9章では、文部省初等教育実験学校として器楽教育の研究に取り組んだ群馬県前橋市立天川小学校の器楽教育実践と、1958（昭和33）年改訂の「小学校学習指導要領」について検討した。第10章では、1956（昭和31）年に設立された日本器楽教育連盟に焦点を当てた。同連盟は、器楽教育実践者たちが戦前から継続して積み上げてきた音楽教育研究団体の運営経験のいわば「集大成」として結成された組織である。したがって、その設立過程と活動の詳細を明らかにすることは、器楽教育成立過程の解明のためには不可欠な研究課題といえる。そこで、同連盟の設立過程と、その代表的な事業である器楽合奏コンクールについて考察し、器楽教育推進者たちがどのような方策で全国的な器楽教育の充実をはかり、その成立へと導いていったのかを明らかにした。

5 結論----器楽教育成立過程の構造的特徴

1) 民間教育研究運動としての器楽教育普及活動

器楽教育成立過程において、現場教師、楽器産業界、教育行政の3者をつなぐ役割を果たしたのは教師たちが結成した音楽教育研究団体であった。彼らは団体の活動として器楽教育の普及のための講習会を開いたり、学校外の音楽家たちと協力しながら器楽編曲を行ったり、楽器メーカーと連携して教育用楽器を開発したりした。器楽教育成立の過程において、音楽教育研究団体は常にその中心を占めたのである。「教職員、教育学者、父母、各専門分野の研究者などが、政府や公共団体からは独立して、自主的に組織をつくり、教育研究と実践をすすめていく運動」を民間教育研究運動とする佐貫浩の定義を用いるなら、器楽教育の研究・普及のために教師たちが結成した音楽教育研究団体は民間教育研究運動の一つとみることができるだろう。器楽教育は一貫して現場教師たちによる教育運動の形をとって発展してきたといえる。

2) 楽器産業界と教育界の相互依存構造

ハーモニカ音楽という一つの大衆文化に陰りが見え始めた昭和初期、ハーモニカ音楽界は小学校へのハーモニカ導入という方法によってその停滞的状况を打破しようとした。一方教育界においても、ハーモニカはその音程の正確さや安価さ、そして子どもにとって身近な楽器であるという理由から教具として重要な位置を占める楽器となっていく。両者は音楽教育研究団体において、また行政による教育用楽器の整備の場面で、さらには文部省実験学校における器楽教育の実験という場面においても「協力関係」を結びながら、邁進していくのであった。

3) 音楽教育思想と楽器・合奏の選択----特異な合奏形態形成の要因

器楽教育を普及することに熱心であった人々は唱歌教育を芸術教育としての音楽教育へと脱却していく思想と児童の音楽生活を重視する思想をもっていたが、この二つは本来相容れない部分がある。なぜなら「音楽」という芸術は、文化としての系統化された体系をもっており、「児童の発達尊重・保障」といった思想や、ここから導き出される児童の生活経験を重視する思想とは相容れない部分があるからである。器楽教育の成立過程においても、この二つの思想のジレンマの問題が通底していた。

例えば、戦前から器楽教育に取り組み、常に普及運動の中心であった実践者たちは、児童の音楽生活を重視し、児童に身近な簡易楽器による合奏を行ったが、簡易楽器の音質そのものは音楽的とはいえないものであり、その実践は「芸術的見地」と「教育的見地」の矛盾を内部に抱えていた。また、戦後の文部省初等教育実験学校がリード合奏の実践で成果をあげると、小学校ではリード合奏であるべきか否かという論争が起こる。器楽教育の目標として、より芸術的響きと和声感を重視する人々はリード合奏を主張し、器楽教育の目標として児童の音楽生活とリズムの重視を掲げた人々は木琴を中心とするリズム合奏を指示した。その後は天川小の実験結果とコンクールに後押しされるかたちでリード合奏が隆盛する。

その後1960年代半ばに当時の器楽教育の発展ぶりに対して「子どもから遊離してきたような気がする」と苦言を呈したのは、黎明期から器楽教育の実践を試み、一貫して児童の音楽生活を重視する立場から発言しつづけた瀬戸尊であった。このことは、器楽教育成立過程の構造的特徴の一面を象徴している。つまり器楽教育が普及すればするほど、かえって普及活動に熱心であった人々が本来目指していた器楽教育の理念とその実態は乖離していったのである。この

ような構造的な問題を抱えつつ、器楽教育は成立をみたのであった。

以上のことを踏まえたとき、現在の器楽教育の特異な合奏形態が形成された要因として、過去の器楽教育実践者たちのそれぞれの思想や教育目標と、これに基づく楽器選択や合奏形態の選択があったことが理解される。時代ごとの音楽教育思潮の流行に応じて購入され、蓄積されてきたものが、現在の音楽室にあふれる多種多様な楽器であった。いわば器楽教育の歴史が内包する思想的ジレンマの物理的表徴が音楽室の楽器群であった。

しかし何より問題なのは、現在の器楽教育では、過去の実践者たちの語った思想がほとんど忘れ去られたところで楽器が選択され、合奏指導が行われているということである。器楽教育の成立過程とともに豊富な楽器が音楽室にあふれ、物的に恵まれた音楽環境が整備されたにしても、過去の実践者たちの思想が忘れ去られ、楽器というモノだけが残された音楽室で、子どもたちに何を「わかち・伝えて」いくことができるだろうか。黎明期の器楽教育実践者たちが思想したように、児童の音楽生活を豊かにするためのものとして、どのような器楽の学習を構想できるだろうか。

本研究によって明らかになった器楽教育成立過程の構造的特徴は、今後の器楽教育、ひいては音楽教育を考えようとするとき、様々なことをわれわれに問いかけてくるのである。

(注) 3,000～6,000字 (1,000～2,000語) でまとめること。

論文審査の結果の要旨

氏名	榎下 達也		
論文題目	器楽教育成立過程の研究		
判定	合格・不合格		
審査委員	区分	職名	氏名
	主査	教授	船 寄 俊 雄
	副査	教授	渡 部 昭 男
	副査	准教授	大 田 美 佐 子
	副査	教授	稲 垣 成 哲
	副査	教授	渡 邊 隆 信
要 旨			
<p>本論文は、わが国において、小学校の音楽教育に初めて簡易楽器が導入された1920年代から、器楽教育が成立をみた1950年代後半までを扱った器楽教育成立過程の研究である。なお、ここでいう器楽教育とは、学校音楽教育において行われる楽器を用いた教育のことである。</p> <p>本論文の構成は、戦前から戦中にかけての器楽教育の黎明と試行的教育実践を取り扱った第1部と、戦後における器楽教育の全国的普及を取り扱った第2部の2部からなっている。さらに第1部は4章、第2部は6章に分けられ、それに序章と終章が付され、全体は12章で構成されている。</p> <p>本論文の研究課題は、わが国における器楽教育成立過程の全体像を解明することにある。すなわち従前の研究が、その対象を個々の学校における個別の教育実践に焦点をしばったものであるのに対し、その集積では器楽教育成立過程の全体像の解明は難しいとの判断に立ち、本論文においては、教育実践を具体的に形づくるものとして教材(教科書・楽譜)、教具(楽器)、指導方法の3要件を措定し、それらが整備・確立され、全国の小学校に普及していく過程を究明することによって、その研究課題を達成しようとするものである。</p> <p>具体的な作業としては、その3要件の整備を担う主体として、現場教師、楽器産業界、教育行政の3者が取り上げられ、この3者の動向が究明される。この3者のうちもっとも中心的かつ先導的な役割を果たしたのは現場教師であった。1930年代に器楽</p>			

教育実践に取り組み始めた彼らは、その後様々な音楽教育研究団体を組織し、そこに楽器産業界を巻き込み、さらに組織的に教育行政に働きかけていった。そこで本論文では、まず、日本教育音楽協会(1922年設立、第1章)、学校音楽研究会(1933年設立、第2章・第3章)、東京市小学校ハーモニカ音楽指導研究会(1937年設立、第4章)、新生音楽教育会(1947年設立、第6章)、日本器楽教育連盟(1956年設立、第10章)の五つの音楽教育研究団体が取り上げられ詳細な分析が行われた。分析にあたっては、それら団体が発行した機関誌が主たる史料として使用されるとともに、団体を組織し指導した人物として小出浩平、瀬戸尊、上田友亀、山本栄の4名(いずれも小学校教師)が選ばれ、その音楽教育実践の特質とそれを支えた音楽教育思想が詳細に解明された。

続いて戦後の器楽教育を扱った第2部に入ると、その活動を楽器産業界や教育行政の動きと絡めつつ追究することにより、器楽教育成立過程の全体像に迫るという研究方法が採られている。すなわち、第5章では、文部省による教材整備の状況が、同省発行の『合奏の本』(1948年)を中心に明らかにされ、第7章では、教育用楽器の生産確保と普及、および品質保証の諸施策がどのように行われたのかについて、文部・商工(通産)・大蔵各省と楽器産業界との関係を軸に考察が行われている。また、文部省の器楽教育普及の施策に呼応して行われた教育実践として、岐阜県多治見市立養正小学校の事例(第8章)と群馬県前橋市立天川小学校(第9章)の事例が取り上げられている。とくに、前者については、本論文によって初めて本格的な分析のメスが入れられたとよい事例であり、その学術的意義はきわめて大きい。

以上のように、序章で示された研究課題は、本論文を通じてほぼ達成されたといえる。それは、とりもなおさず課題設定の独創性が実証されたことであり、すなわち本論文が創見に富む作品であることを意味している。

なお学位申請者は、下記のとおり査読付論文を発表している。教育史学および音楽教育学の両方の主要な全国学会誌に論文を掲載しており、申し分のない実績をあげている。

- ・榎下達也「1930年前後のハーモニカ音楽界の状況——小学校音楽教育へのハーモニカ導入史の一断面」、音楽表現学会編『音楽表現学』第11巻、2013年、13～24頁。
- ・榎下達也「東京市小学校ハーモニカ音楽指導研究会の設立(1937年)とその音楽教育史上の位階」、教育史学会編『日本の教育史学』第57集、2014年、58～70頁。
- ・榎下達也「戦後日本における器楽教育成立史の一側面：新生音楽教育会の設立(1947年)とその役割」、音楽教育史学会編『音楽教育史研究』第17集、2015年、1～12頁。
- ・榎下達也「戦後日本における教育用楽器の生産、普及、品質保証政策：文部・商工(通産)・大蔵各省と楽器産業界の動向を中心に」、日本音楽教育学会編『音楽教育学』第45巻第2号、2015年、1～12頁。

以上、本論文は、わが国における器楽教育の成立過程を本格的に究明した労作であり、日本音楽教育史研究に重要な知見を付与したことにおいて価値ある業績である。よって本審査委員会は、学位申請者の榎下達也が博士(教育学)の学位を得る資格があると認めるものである。